

会 議 録

令和 7 年度 第 5 回和光市介護保険運営協議会

開催年月日・召集時刻

令和 8 年 2 月 2 日(月)午後 1 時 30 分

開催場所

和光市役所 全員協議会室

開催時刻

午後 1 時 30 分

閉会時刻

午後 3 時 23 分

出席委員

事務局

菅野 隆

健康部部長

鈴木 正敏

櫻井 崇

深野 正美

健康部次長兼長寿あんしん課課長

森田 圭子

梅津 俊之

山口 はるみ

長寿あんしん課主幹兼課長補佐

熊谷 和恵

川口 暢

清水 孝悦

長寿あんしん課介護保険担当統括主査

宮永 美都

島津 結実

松根 洋右

長寿あんしん課地域支援事業担当統括主査

渡久地 勢子

沖 結里加

長寿あんしん課介護保険担当主査

吉澤 実幸

長寿あんしん課介護保険担当主任

安藤 拓人

欠席委員

岩崎 郁人

茂野 洋之

安田 芳子

木暮 晃治

八木沢 直子

備考

傍聴者 1名

会議録作成者氏名

川口 暢

会 議 内 容

梅津次長	<p>皆様こんにちは。長寿あんしん課長の梅津です。本日はご出席いただきまして誠にありがとうございます。定刻になりましたが、まだ出席予定の委員2名が到着されておりませんが、先立ちまして、本日の資料の確認をさせていただきたいと思います。</p> <p>事前に配布いたしました資料としまして、次第、資料1「令和7年度埼玉県和光市介護保険特別会計補正予算（第3号）（案）」、資料2「令和8年度埼玉県和光市介護保険特別会計予算（案）」、資料3「介護保険事業の見直しについて」、資料4「和光市介護保険条例の改正について」の4点になります。</p> <p>事前に資料4を配布させていただいたのですが、少し訂正がございまして、資料4につきましては、事前に郵送したのではなく、本日机の上に置いてある資料をご確認ください。資料に不足などございませんでしょうか。よろしいでしょうか。</p> <p>それでは時間になりましたので、会議のほうを進めさせていただきます。続きまして、この協議会につきましては、和光市市民参加条例第12条第4項の規定により原則公開となっております。また、会議録については会議録を作成し公開いたします。その際、記録については要点記録とし、各委員のご意見、ご発言については委員名を明記した上での記録といたしますのでご了承ください。なお、会議録作成のため録音を行っておりますが、作成後に消去いたします。</p> <p>続きまして諮問でございます。櫻井健康部長より菅野会長へ諮問書をお渡しいたします。お願いいたします。</p>
櫻井部長	<p style="text-align: center;">＜諮問書 代読＞</p>
梅津次長	<p>ありがとうございました。ここからは、和光市介護保険条例第20条に基づき、議長の菅野会長に進行をお願いいたします。</p>
菅野会長	<p>はい。それでは、ただいまから令和7年度第5回和光市介護保険運営協議会を開催いたします。本日の会議は3時ぐらいまでを予定しておりますので、円滑な議事進行にご協力をお願いいたします。本日の会議の開催にあたり、委員定数について事務局から報告をお願いします。</p>
梅津次長	<p>はい。本協議会は15名の方が委員であり、その過半数である8名の出席が会</p>

菅野会長	<p>議の成立要件となります。本日、過半数以上、10名の出席がございましたので、会議は成立いたします。</p> <p>はい、わかりました。ありがとうございます。それでは議事に入らせていただきます。初めに議事録署名人を指名させていただきます。名簿順でございますけれども、熊谷委員、森田委員、よろしく願いいたします。今日は傍聴の方は1名いらっしゃいますね。配布資料につきましては会議終了後に回収させていただきますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは議事に沿って進めさせていただきます。今回、報告事項が1つ、次に諮問事項が4あります。まず報告事項1について、事務局からご説明をお願いいたします。</p>
梅津次長	<p>報告事項1、令和6年度介護保険特別会計決算の不認定について説明させていただきます。令和6年度介護保険特別会計決算につきましては、昨年9月定例会に議会に上程いたしまして、9月定例会では継続審査ということになりました。その後、12月定例会で改めてご審議をいただいた結果、最終的には議長採決という、賛成と反対のほうが同数になりまして、議長採決という議長の判断で、否決、不認定という結果になりました。</p> <p>決算が、議案が否決された場合につきましては、地方自治法によりまして、当該否決を踏まえて必要と認める措置を講じたときは、議会のほうに報告するとともに公表しなければならないということになっております。</p> <p>今回、不認定という結果を受けまして、市の方でその状況のほうを重く受け止めまして、検討させていただきました。今回、議会からの不認定の原因としては、例の支払月の期ずれの問題についての市民の皆様への説明が不足しているということでの、これが大きな要因として、不認定だったというふうに捉えさせていただきました。</p> <p>その結果を踏まえまして、市民にどのように説明を果たしていくのかということ、市内部で検討させていただきました。一つの考え方としては市民説明会というのもありましたが、説明会になりますと時間も場所も限られてしまうということもございますので、今回市としましては、説明動画のほうを作成させていただきました。それを市のホームページに掲載して、その動画を見ていただき、お問い合わせフォームを作りまして、ご質問等について対応しようと考えております。</p> <p>現在この対応について準備をしているところになります。次の3月定例会には議会に報告をいたしますので、議会の開会までにこの動画をホームページに</p>

菅野会長	<p>作成し、動画による市民の説明を行っていきたいと考えているという状況でございます。その旨、協議会の皆様にも報告させていただきたく、本日報告1号にあげさせていただきます。よろしくお願いいたします。</p> <p>はい、否決されたということですね。動画作って市民からいろんな質問いただいて、それから議会にあげるということですが、それまでにその方法論とか、一応議会の了承を得てからのほうがいいんじゃないですか。全て結果が出てから議会に出して、またこれでダメだって言われる可能性もあるわけなので、方法論から初めから相談していくっていうわけにはいかないんですか。</p>
梅津次長	<p>法的なところにつきましては、市の考えとして、その措置を講じたときに報告するようになっておりますので、その措置をどのように行うかというのは市の方に委ねられていると捉えておりますので、今回その措置の方向については議会のほうにご相談するという形ではなくて、市の方で十分に考えさせていただいて、説明動画というふうに考えさせていただきました。</p> <p>そういうことであるならばあれですけど、また何度も同じことを繰り返さないような形でお願いしたいと思います。ですからそのあたりの進め方もよくご吟味いただきたいと思います。それではどうぞ。</p>
熊谷委員	<p>私もこの、否決って見たときに、理由を知りたかったの。多分それ、皆さんそうじゃないかなと思って。それを動画じゃなくて、議会かなんかの方に理解していただいたほうが良かったのかなと思ったんですけど。</p>
梅津次長	<p>ありがとうございます。今回、議会で議決する前に、議員の方からなぜ今回反対するのかということで討論というのが議会のほうで行われまして、その討論の中での議員さんの発言を聞きますと、やはり市民の説明が不足しているので、市民の皆様十分に説明を果たすよというご意見のもとでの不認定となってしまったと市としては捉えました。やはり、市民説明会だと時間も場所も限られてしまうということもございますので、今回はその動画を撮影しまして、皆さん時間が空いたときに見ていただき、それに対して質問もできるというような形で、双方向でやり取りができるようにと考えております。</p>
森田委員	<p>その動画でのお知らせも一ついいと思うんですけど、複数の方法があったほうがいいのかとすごく思ってます。市の動画も、今すごく再生されている回数って、せいぜい2万回ぐらいですよ。市の人口には到底及ばない回数だし、介護保</p>

梅津次長	<p>険というものの特性上、デジタルデバインドがとても大きい世代の人たちの話になるので。やっぱり限られるけれども対面の場と、それから動画の場と、というような方法論を複数持たれたほうが、さっき会長がおっしゃったような事態を招かずに済むのではないかなとちょっと思いましたので発言させていただきます。</p> <p>ありがとうございます。まずは一旦、動画のほうで対応させていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。</p>
菅野会長	<p>他にございませんか。まあ、ある程度手を尽くしてやって、あと知らなかったっていうのはやはりどうかと思いますし、市民の皆様方もそういう方も多いただろうけど、一応手を尽くしておけば後からいろんなご意見市民の方からもらっても対応できるというか、一応説明会をして説明会の動画ってこともあり得ると思いますし。そこら辺はお任せします。よろしいでしょうか。一応報告事項なので承っておきます。</p> <p>それでは議事に入らせていただきます。諮問事項の1について、事務局からご説明をお願いいたします。</p>
安藤主事	<p>それでは諮問事項1、令和7年度埼玉県和光市介護保険特別会計補正予算案について説明をいたします。資料1をご準備ください。</p> <p>資料1を開いていただきますと、歳入歳出の項目の一覧を掲載しております。それぞれの表の一番下段のところ、予算総額をご覧いただきますと、今回3月議会では歳出歳入それぞれ1162万6000円の補正を予定しています。各事業の項目について、4ページ目以降アルファベットをふって、それぞれに説明を記載しておりますので、4ページ目をご覧ください。まず、歳入の項目であるAの「国、県、支払基金、市の介護給付費負担金」について説明します。</p> <p>3月補正では、地域密着型介護予防サービス給付、介護予防福祉用具購入保険給付、介護予防住宅改修保険給付の3事業において、当初の見込みよりもサービス利用者が減少したことに伴い、歳出の減額補正を予定しています。3事業の減額補正の合計額998万5000円に対し、各交付金から法定負担割合を乗じた額を減額補正しています。</p> <p>また、国庫補助金である調整交付金は基準額が5%となっておりますが、後期高齢者の人口や、所得段階別の被保険者の割合を全国平均との格差により調整するため、和光市の令和7年度当初申請における交付割合は1.6884%となっております。</p>

続きまして、Bの歳入の「介護保険事業費補助金」と、歳出の「介護保険システム改修事業」についてまとめて説明をいたします。諮問事項4の条例改正にも関係しますが、令和7年度の税制改正で給与所得控除が物価上昇への対応とともに就業調整にも対応するとの観点から、給与所得控除額が現行の55万円から65万円へ引き上げられます。この改正によりまして、現行法では住民税課税者であったものが非課税となり、介護保険の基準となる所得段階が下がることにより、収入の減少が予想されます。そのため令和8年度においては、令和7年度の税制改正により非課税となる者について、課税者で取り扱うように政令がありました。このことを反映するために、システム改修の費用と事業費の2分の1である補助金の増額補正をいたします。

続いてCの「利子及び配当金」について、銀行口座に預けている介護給付費準備基金の運用利子が36万円に確定したことに伴い増額補正をいたします。続いてDの「事務費繰入金」について、総務費は全額一般会計からの繰入金で予算が充当されていますが、次の総務費の歳出項目である一般管理費、介護保険システム改修事業、介護認定審査業務、認定調査業務の増額または減額補正に伴い、その合計額である599万2000円の減額補正をします。

続いて次のページからは歳出の説明となります。総務費であるE「一般管理業務」では、歳出と歳入それぞれ増額と減額の補正があります。郵送物の増加やインターネット使用料金の増加により、通信運搬費を13万6590円増額補正します。また、地域包括支援センターで使用しているシステムの更新を1年延期したことにより、周辺機器のリース料を減額補正します。

Fの「介護認定審査業務」では介護認定審査会の開催回数、Gの「認定調査業務」では主治医意見書の依頼件数が当初の見込みよりも減少したことに伴い、それぞれ28万2000円、115万9000円を減額補正します。Hの「保険給付費」では、介護予防地域密着型サービス、介護予防福祉用具購入、介護予防住宅改修でそれぞれ見込みよりサービス利用が減少したため、減額補正があります。

次のI「介護予防強化サービス事業」では、当初の見込みよりもサービス利用者が増加したことにより、92万円の増額補正を予定しています。介護予防強化サービス事業とは、総合事業サービスの利用と合わせて機能訓練を実施した事業者に対して追加報酬を給付する事業です。

続いてJの「介護給付費準備基金積立」では歳入歳出それぞれの増額及び減額補正の余剰金を基金に積み立てるための費用となります。歳入の増額補正、歳出の減額補正及び増額補正の相殺の合算である206万7000円を増額補正します。補正予算案の説明は以上となります。

菅野会長	はい、ありがとうございます。何かご質問ございませんか。
鈴木副会長	歳出の方で、結構、介護予防の地域密着サービスや、福祉用具の購入、この辺は見込みよりだいぶ少なかったってことなんですけど、なんかこれ特別な事情があるものなのでしょうか。まあ、このサービス業者の減少ってさっき言われましたが、どういう状況でサービス業者の減少が生じたか、その辺のところをお願いします。
安藤主任	はい、ご説明いたします。介護予防事業のほうが今回減額補正させていただいた理由といたしましては、まず令和7年度の当初予算を策定する段階で、もちろん令和6年度の実績から令和7年度予算のほうは算定しますが、ちょうど令和6年度に要支援者の方が非常に増加したという状況がありまして、それを踏まえて7年度当初予算を組ませていただきました。 そして、7年度に入ってから、令和6年度ほど要支援者の方が伸びなかったということがありまして、今回予防関係が、当初予算がちょっと多かったというところで減額させていただいております。
菅野会長	予算のことはかからなかった、また支出も少なかったということでもいいんですね。まあ国庫補助金のほうを除くと、その余剰金は基金に回すということなんですか。 つまり、実際は予算よりも少なくて済んだわけですね。令和6年度、非常に要支援が増えたということで予算を立てたけれども、実際はちょっと低かったと。そして、また支出のほうを見れば、支出も少なくて済んだ。ということで、その結果、どういう風にお金の流れはなるのかということをお聞きしたくて。
梅津次長	例えば4ページの歳入の部分の説明を先ほどさせていただきましたが、このうちその国等の法定負担があります保険給付費につきまして、今回、合計でこの中段ぐらいの998万5000円というのが減額の合計額になります。 そして、これにつきましては、下の方の国庫負担金とか国庫補助金の数字がありまして、右側に法定負担割合というのがございます。この中で、国に返したり、あと支払基金に返したり、あと県負担金に返したりという中で、あと一般会計にも戻している部分がございます。そして、その残りよりも若干残った部分が、介護保険特別会計の余剰金のほうに回すお金という形になります。

菅野会長	<p>そのお金について、残ってることに越したことはないとは思いますが、ただ介護サービスの低下、例えばサービスを受けたいって人に対して、うまくそのサービスが、さっき業者が少なくなったとおっしゃっていましたが、少なくとも業者が少なくなってもサービスを受けたいという人はいるわけで、その受けたい人が十分に受けられないという事態にはなっていないのか、ちょっと心配なんですけど。お金が余ればよかったというだけではないと思いますが。</p>
梅津次長	<p>介護事業者さんについては、やはり和光市でも結構厳しい状況ではありますが、現状ではまだ例えばこのサービスを受けたいけれどサービス提供事業者がいなくて受けられないというところまではいっていない状況です。</p>
菅野会長	<p>山口委員どうですか。</p>
山口委員	<p>そうですね、あの種目によっては足りないっていうのはありますね。はい。まあ和光市内でできないものは、あの他の市を使うとか、そういう感じになります。</p>
菅野会長	<p>それはケアマネジャーが一応、まあ、配慮でやるわけですよ。</p>
山口委員	<p>そうですね、はい。</p>
清水委員	<p>いつも資料の整合性というか、あっちとこっち足したらゼロになるはずだっというのがよくわからないので、また4ページで質問したいんですけど。歳入の上のほうに書いてあるやつの補正前が、3億87万円かな、これ合計が1000円単位だから。そして、事業費の見込みの赤三角のやつが998万5000円ってことは、当初の補正前の予算の32.3%あるんですよ、計算すると。</p> <p>これ、今、会長言われたように、見込みがこうあって、得するったらおかしいけど、予算の見方がおかしいのではないのかな、32%も戻るっていうのは。そういう気がしないでもない。で、その下の段の、各負担金に戻すっていうやつがトータルが735万7000円ぐらいありますけれども、これは上のアルファの998万5000円から差し引くと、262万8000円余るといえるのか、どこにあるんですかね、262万8000円っていうのは。言っていることがわかりますか？</p>
梅津次長	<p>先ほど説明しました上の998万5000円の分があります。そして下の方には、国、支払基金、県、一般会計の法定負担割合があります。それ以外の残りの部</p>

	分については……。
清水委員	4 ページの話でしょ？4 ページの上の方の段は赤字で書いてあるのは 998 万 5000 円あるわけでしょ？そして、下の段がそれぞれに戻ってきつき言われた。それは 735 万 7000 円あるわけですよ。そうすると、上のアルファって書いてあるよりか 262 万 8000 円はどこへ行ったんですかと聞いてるんです。
梅津次長	それは介護準備基金の積み立てになります。
清水委員	積み立て？そういうのって聞かないとわかんないんですかね？どこかに書けばいいですよ、それぞれのトータルを出してね。これ黒字だけ、黒字のトータルも書いてないし。
梅津次長	それがですね、一番最後の 8 ページで、この J の「介護給付費準備基金積立」というのがありまして、先ほどおっしゃっていた、まあ 280 万ぐらいあるんですが、そのうちですね、介護予防強化サービスについては今回増額補正してますので……。
清水委員	いやいや、今私が質問してるところが 8 ページに書いてあるっていうことで言われてるんですか？
梅津次長	そうです、はい。
清水委員	どうして同じページに書かないんですか。見にくだけじゃないですか。いつも言ってるようにね、僕らはね、これ資料もらって 1 週間ないですよ、届いたのがね。あなたはずっと見てるからすぐ答えられるはずなんだけど、いつもこの来てる我々はね、我々っていうか私だけかもわかんないけど、わかりにくいんです資料が。 だからね、そういう分かりにくい資料だとするとね、この 1 時間やそこら時間でね、諮問なんかできませんよ、絶対に。
梅津次長	申し訳ございませんでした。
清水委員	いや、いつもすみませんって言ってるけど、もっと分かりやすく書いてもらわないと。じゃあこの 262 万は何ですって？一般会計戻す？

梅津次長	これが、あの介護給付費準備基金への積み立てになります。
清水委員	繰り越しね。この繰り越しが多いのはいいんだけど、当初予算の見方は過大、過大すぎると言ったらおかしいけど、まあ毎年あれから見てやってるからそんな特別にそんな話じゃないんだろうけど。大体これあれですよ、26%ぐらいあるんですよ。法定負担割合のパーセントを全部足すと73.6884%ですって4ページに書いてありますが、これから100から引くと大体26%分ぐらいが262万8000円っていうこと、そういうことですよ。
梅津次長	はい。そういうことです。
清水委員	まあ余るのはいいんだけど、そんな余るんだったら介護保険料とかもっと安くしてもいいんじゃないですか。
菅野会長	前の、令和6年度が特別に多かったってことからこういう数字が余りが大きくなってきたわけでしょ。
清水委員	毎年毎年余ってるでしょ？
梅津次長	予算はどうしても、見込みで出していますので、若干ちょっと多くなってしまふという部分は確かにございます。どうしても不足ということがあってはならないことになりますので。
清水委員	いやいや、不足したっていいじゃないですか。来年度から予算繰り上げて入れればいいじゃないですか。それで、またどっかで返せばいいじゃないですか。それで、そういうことがあったから介護保険の期ずれの違いのことが出てきたんでしょ。前をさかのぼって言うけど。だからギリギリというか、そんなにたくさん予算が20何パーセントも余らないようにした補正予算を組むとね、いいんじゃないですかって言ってるんです、私は。で、それが足りなかったら、じゃあ100万円で、今度120万円かかったとしたら20万円赤字ですよ。
梅津次長	はい。
清水委員	じゃあ120万円分で100万円しか使わなかったら補正額は20万円ありますよね。そういう考えですよ。補正前の予算がね、120万円で補正額が100万

	<p>円だったら 20 万円余るってこと、そういうことですよ。</p>
梅津次長	<p>補正はこれ減額補正にしていますので、そこで補正の 100 万円減額補正にあがってるってことは 20 万円しか使わなかったってことになりますね。</p>
清水委員	<p>だから、悪気があって厳しい予算を組むわけじゃないだろうから、もし本当に必要なやつがあったら予算よりオーバーした分は次年度から繰り越し、繰り上げてもいいんじゃないですかね。</p>
梅津次長	<p>基本あの予算につきましては単年度主義になりますので、次年度から持ってくるってことはできません。</p>
清水委員	<p>できない？いや、だって期ずれのことがあったけど、そういうことから考えると期ずれ、変更してどっかでまた戻してもいいんじゃないですか。</p>
梅津次長	<p>基本期ずれはあってはならないことになりますので、それは繰り返すことはできません。</p>
清水委員	<p>そうなの。はい。まあそれでもあの 20 何パーセントも誤差があるとしたら、ちょっとありすぎなのかなって感じがしますがね。毎年そうですか？毎年 20 何パーセントも誤差というかあの繰り越しするやつがあるんですかね。</p>
梅津次長	<p>先ほど当初お話しさせていただきました通り、ちょっと令和 7 年度の当初予算を計上するにあたりまして、ちょっとその要支援者の増加を見込みすぎたという部分がございますので、それは反省しております。</p>
菅野会長	<p>この表についても見にくいっていうようなご意見でしたし、まあ補正予算のマイナスは許されないっていうこと、まあ、ということであれば、まあこういう表の作り方もそうですけど、和光市だけじゃなくて各自治体で作ってるはずですよ。ですから、やっぱりわかりにくいとおっしゃるのであれば他の地域のこういう補正予算だとか予算のあり方もよくこう見ていただいて、和光市のほうに少しでもわかりやすくできる参考になるものがあれば参考にしてまた作っていただきたいと思います。まあ和光市だけじゃなくて他の市も見たいと。</p>

梅津次長	ありがとうございます。あの、検討させていただきます。
菅野会長	はい。ご質問は他にありませんが、それでは採決に移らせていただきます。諮問事項の1、令和7年度埼玉県和光市介護保険特別会計補正予算第3号案について。一応承認ということよろしいでしょうか。ちょっと挙手をお願いいたします。
	<挙手多数>
菅野会長	一応挙手多数ということで、承認とさせていただきます。諮問事項の2について、続きまして事務局から説明をお願いします。
安藤主任	<p>では続きまして諮問事項2、令和8年度埼玉県和光市介護保険特別会計予算案について説明をいたします。資料2の準備をお願いします。</p> <p>1、基本方針といたしまして、令和8年度は団塊の世代全てが75歳以上を迎えた2年目の年度となります。今後団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年も見据え、制度の持続性を確保しながら、高齢者ができる限り住み慣れた地域で自立した生活を続けることができるよう、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人や支援が世代や分野を超えてつながる地域共生社会の実現に向けた取り組みを実施する必要があります。また第9期介護保険事業計画期間における3年目の年度となります。第9期計画期間中には、市町村特別給付における一般会計からの繰入金廃止、介護保険給付費の期ずれの問題の是正により、財政に大きな影響があった計画期間の最終年度ということもありまして、逼迫した財政状況となっています。介護給付費を確保しつつ、持続可能な地域支援事業の適切な運営を図るための予算編成としています。</p> <p>2、令和8年度当初予算における主な変更点として4点記載しています。(1)地域包括支援センターシステムの変更としまして、平成18年より使用を続けてきました介護予防ケアマネジメントシステム及び給付管理システムを、新たなシステムである地域包括支援システムに移行統合します。包括的な支援をするための機能を維持しつつ、当市の業務により適合したシステムを導入することで、地域包括支援センターの職員の業務負担の軽減が見込まれるとともに、2つのシステムを統合したことにより予算の削減も見込まれます。</p> <p>(2)第10期長寿安心プラン策定支援業務委託では、第10期計画を策定するために、第9期計画期間における課題や地域課題などをより詳細に分析し、新たな施策に活かすための策定支援業務を事業者へ委託します。また第10期計</p>

安藤主任

画では新たに、共生社会の実現を推進するための認知症基本法第 13 条に基づく「市町村認知症施策推進計画」を同計画内で策定することを検討しています。

続いて (3) 介護予防強化サービス事業の変更としまして、総合事業サービスにおいて機能訓練を実施した事業者に対して追加報酬を給付していた強化サービス費給付を変更し、新たにリハビリテーション等サービス事業として事業者へ委託することにより事業を推進するように変更します。

(4) 健康長寿 100 歳調査（ニーズ調査）を 3 年に 1 回に変更をいたします。毎年度実施してきました当該アンケート調査につきまして、他事業で実施しているアンケート調査との重複による市民への負担や費用対効果を踏まえまして、計画策定の前年度に実施する 3 年に 1 回の調査に変更をします。また、3 年間で 65 歳以上の市民全員にアンケート調査を実施することで抽出してきました要支援者の把握については、他の事業で実施している調査結果を活用・連携することで地域包括支援センターと共有し、事業を維持します。

3、歳出歳入の予算編成について。6 ページ目以降に詳しい数字を掲載しているので、ここでの説明は割愛いたします。

4、予算規模としまして、令和 8 年度は 50 億 8243 万 5000 円となりまして、前年度比で 1 億 518 万 4000 円の増額となっています。

5、介護給付費準備基金の状況としましては、令和 8 年度の当初予算の取崩し後は 611 万 4000 円となっています。

続いて 5 ページ目には参考として介護保険の財源構成のグラフを掲載しています。介護保険サービスや地域支援事業では、国、県、市、第 2 号被保険者、第 1 号被保険者の法定負担割合がありますが、総務費は全額市の負担となっています。また、保健福祉事業及び市町村特別給付では全額第 1 号被保険者の保険料で財源を充当しています。

次のページ、6 ページ目からは令和 8 年度における基礎情報を掲載しています。65 歳以上人口は 137 名の増加で、1 万 5523 名となります。前期高齢者は 90 名の減少、75 歳以上の後期高齢者は 227 人の増加となっています。高齢化率は 0.16%の増加で 18.28%。介護保険料は計画期間内のため変更はなく、基準額が 5880 円となっています。

7 ページ目には歳入の一覧を掲載しています。介護保険料は 1750 万 9000 円の増額で、国、県、市の繰入金はそれぞれの歳出予算額に合わせてそれぞれの法定負担割合を乗じて予算上に編成しています。

次のページ、8 ページ目には歳出の予算の一覧を掲載しています。総務費では認定審査会開催回数、主治医意見書の件数等の見込みを減少したことにより、今年度よりも 51 万 3000 円の減額となっています。保険給付費は令和 4 年から

安藤主任	<p>令和6年度の各サービス種別の伸び率の平均値等を令和7年度の実績見込みに乗じて算出しまして、1億939万8000円の増額となっています。市町村特別給付は事業を見直したことによりまして、1539万6000円の減額となっています。地域支援事業費は各事業にそれぞれ増減がありますが、全体を通して総合事業サービス利用者数の増加を見込みまして、2202万7000円の増額となっています。保健福祉事業費は健康度調査として実施している、日常生活圏域ニーズ調査を3年に1回に変更しまして、介護予防強化サービス事業を地域支援事業に移行したことによりまして、1032万円の減額となっています。</p> <p>続いて9ページ目から10ページ目には歳入歳出それぞれの全体に対する各項目別の割合を掲載しています。歳入では全体に対して介護保険料が24.2%を占めておりまして、歳出では全体の89.0%が保険給付費が占めています。令和8年度介護保険特別会計予算の説明は以上となります。</p>
菅野会長	<p>はい。事務局からの説明終わりましたけども、特別会計予算案、何かご質問ございませんか。はい、お願いします。</p>
山口委員	<p>はい。2ページ目の変更点のところで、まず(1)のところ、包括支援センターの業務負担の軽減ということで、こういった部分が軽減されるのかが一つ。そして今日介護予防強化サービス事業の変更ということで、明日の事業所さんあてに、あの説明会があるので、これだとちょっと内容がどう変わるのかがわからないので、これで、この運営協議会で私はちょっと手をあげることはできないかなというのが一つ。あと、6ページのところで、これだけ、あの被保険者数が増えるという見込みの中で、やっぱりあのベテランのケアマネさんがお辞めになって違うところ行ったりというところもすごく多く、あの、介護の人員も減っている中でとても不安ですというところが一つ意見です。お願いします。</p>
安藤主任	<p>私から、(1)の地域包括支援センターシステムの変更の主な点について回答させていただきます。今まではあの各包括の職員が自分自身のパソコンでエクセルなどを使ってケアプランなどを作っていたいておりましたが、新しいシステムになりますと、システムにそのケアプランを入力できるようになりまして、会議の資料とかを印刷する際に、一括して出せるようになったりとか、会議用に今まで作っていた資料をシステムに入力することで、あのクリック一つで印刷できるようになったりとか、まあそういったところで業務負担が減るというふうに考えております。</p>

菅野会長	民間の企業にもそのシステムのソフトを入れ替えるってことになるわけ？
安藤主任	今までは、あのセールスフォースというシステム上に和光市独自のシステムを組み込んで使っていたものがあったんですが、まあ今回新しいものはパッケージシステムとして、全国の保険者が同じようなシステムを入れるものを、まあ多少和光市なりにアレンジをして使用するっていうような形になってます。
菅野会長	業者変わるわけ？
安藤主任	業者は変わります。
菅野会長	そうするとシステムを変えるわけでしょ。ソフトも変わる。それは全国で使ってるのを和光市なりに変化させて、そして我々がそれを導入してやるってことだよな。
安藤主任	ただ使用者は市と包括支援センター職員だけなので、我々が初期費用を負担して導入する形になります。
菅野会長	事業者にその費用的負担はない。
安藤主任	もちろんです。はい、大丈夫です。今までのシステム、ここにも書いたのですが、2つ導入していたシステムを1つにすることによって、費用負担は下がっています。で、こちら総務費でやっているものなので、まあ費用負担としては一般会計からの全額繰入金ということになっております。
菅野会長	どうしても、医療の場面でもそうですけど、ベンダーを入れると、そのしょっちゅうシステム変わって、またバージョンアップして、そのたびにお金がかかるということで非常にこう振り回されてね。そして、そういう転換になればよっぽど効率化して職員少なくてできると思っていたら、事務職員少なくなるところか全然変わらなくて、精査、要するに精査する人を外部から新たに雇わなきゃいけないっていう事態で、何にも効率的にもよく代わらないわ、人件費はますますかかるわ、そしてシステム変わる、あのバージョンアップするために金はかかるわで、ひどい目あってるんですよ。同じことになるんじゃないかなと思ってちょっと心配したので、お聞きしたんですけど。

安藤主任	失礼いたしました。そうですね、一般の事業所は特段影響はないです。包括支援センターと市の使用するシステムですので。事業所やサービス利用者には影響はないです。
山口委員	いいですか。あと介護予防強化サービス事業については今日は説明はないってことで、皆さんわからないままこのまま、あの、手をあげるっていうことになるのでしょうか。
沖統括主査	はい。介護予防強化サービス事業の変更におきましては、まず今令和7年度まで予算措置をされている、保健福祉事業という位置づけ自体が、元々総合事業で置かれているものに対して保健福祉事業でやるってところの位置づけ自体を、まず変える必要があるというので、地域支援事業の中で見るべき予算ではないかというところが一つと、もう一点、この介護予防強化サービス事業の変更については、以前の事業所さんたちに12月16日の事業所連絡会において、強化サービス費として対応してきたものを変更しますというご説明を差し上げております。サービスA事業の加算について対応してきたところであったんですけども、ここを本来加算でやるべき措置だったところを、今まで強化サービス費として対応してまいりました。この加算がないことによって、今まで不利益を被る、例えば県の補助金が受けられない等の不利益を被る事業者さんもありましたことから加算を検討して、令和8年度以降の変更を見込んでおります。そして、その加算に加えて、新たに地域支援事業の中で個別リハビリテーション等サービス事業という事業としての委託を新たに開始する予定となっております。
山口委員	事業所としては収入が増えるってことなんですか、減るっていうことなんですか。
沖統括主査	加算なので事業所さんによっては、増えると思うんですけど一概に全ての事業所さんが増えるといったものではない、と考えております。
菅野会長	今お金のことなんだけど、こうシステム変え、そして2つ3つの事業を一緒にやってやります、加算つきます、ということよくあるお話ですが、加算つけてやると元の値段ということがよくありがちなんですよ、厚労省とかでも。ただ加算をとるにはハードルが高くて、加算とれない状況だと元の収入よりも減ってしまうということが多い。その加算の取り方などは、一般の事業所でも

<p>沖統括主査</p>	<p>やっぱり取り入れやすいようにしてもらわないと、取らなきゃ収入減っちゃうよというようなご説明、後からわかる、というのも多々あるんですね。</p>
<p>菅野会長</p>	<p>加算につきまして、細かい手続き等については、またあの対象の事業所さんには改めて詳細の説明を差し上げる機会を設けております。今までは加算が全くなかったというところで、不利益を被る事業者さんもおりましたことから、本来あるべき姿にしていかなければならないのではなかろうかという協議の上、このような形にさせていただくことにしました。</p>
<p>菅野会長</p>	<p>でもお金の話だけでなく、やること、サービスの内容自体は特段新しいことはないんですかね。山口委員はそういう心配してるんでしょ。お金のことはわかったけど、サービスが変わってしまうとか。</p>
<p>沖統括主査</p>	<p>はい、新しい業務を、ご負担をかけるという意味ではなく、意味合い・位置づけを変更するというのが一つと、あとはあの強化サービスとして今まで委託事業で行ってきたもののそもそもの見直しというところで、事業をご負担が増えるという、想定はしておりません。</p>
<p>菅野会長</p>	<p>大丈夫ですかね。まあ、あんまり内容わからないと、本当手を挙げるのもいかななものかってなりますよね。当然ですよ、それはね。</p>
<p>梅津次長</p>	<p>あと最後に山口委員からあの居宅介護支援事業所が減ってる、まあ特にあのベテランのケアマネジャーさんが今和光市でちょっとお辞めになるっていう方がちょっと多い、という課題があります。なかなかそれにつきまして、ここで、こういった具体的な対応してますっていうのは本当に難しいところはあります。この対応につきましては、まさしくその当事者であるケアマネジャーさんご意見を聞きながらどういった対策ができるのかというのを考えていく必要があると思いますので、ケアマネ会さんとも、あのよく協議をさせていただきながら人材確保への取り組みについては、考えていかなければならない、まあ大事な課題であるというふうに認識しております。</p>
<p>菅野会長</p>	<p>わかりました。どうぞ、お願いします。</p>
<p>森田委員</p>	<p>子育て支援事業とは違うと思いますが、加算がないところに関しては加算がつくけど、まあ加算は大体上限があるから、もうすでに加算がついてるとこ</p>

	<p>ろとかを全部加算に変えると、まあバンバンやれる上限ができるとか、あと今ついてないところはプラスアルファでできるけど、加算はついていないところは逆に言うと頭打ちになるとか、そういうことで全体は、持続可能な地域支援事業にしていくってというような方向性っていう考え方なんですか？そこら辺のこうトータルな見方、この持続可能な逼迫した財政状況を維持するためのっていうのが一番基本方針にありますけど、どこがそういう動きなのかっていうのがちょっとそのあたりが結びつかないので説明をお願いしたい。</p>
梅津次長	<p>今回の介護予防強化サービスは本当和光市独自の事業になりまして、本来加算がつけられる事業所さんを、加算をつけないでやってきていただいて、代わりに補助事業費を払っていたというようなちょっと和光市独自の、あの動きではありましたので、そこにつきまして、まあ加算がつけられるところにつきましては、まあ加算をつけていただいて、あの本来の、あの介護保険制度のあるべき姿の方で運営していきたいというふうに考えております。</p>
森田委員	<p>それは、県の助成金とかそういうものを使って。</p>
梅津次長	<p>加算をつけていないことによって先ほど担当からもお話がありましたが、まあ県の補助金を利用できないとか、そういった事業所さんのお話も聞いておりますので、ちゃんと加算がつけられた事業所さんはそういった県の補助金も、使えるようにというふうに考えております。</p>
森田委員	<p>そのあたりがこの逼迫した持続可能になっていうことではあるわけですね、はい。</p>
菅野会長	<p>くれぐれも加算とるためのハードルが高くならないように、よろしくお願ひしたいと思いますし、ここで一応採決しなきゃいけないんですけども、採決した後もですね、やはり実際に事業されてる、山口さんも含めて非常にこうちょっと不安なところが多々あるんで、逐一ご説明をして、了解得ながら進めていただきたいと思います。この会で諮問で了承されたからと言って、勝手に進めることのないようにしてください。</p>
菅野会長	<p>それでは採決に入らせていただきます。諮問事項の2、令和8年度埼玉県和光市介護保険特別会計予算案について。一応承認ということでよろしいでしょうか。挙手をお願いいたします。</p>

	<p><挙手多数></p>
菅野会長	<p>一応挙手多数ということで、全員とは言えませんが。</p>
清水委員	<p>一応いいんだけど一箇所補足させていただきます。6 ページの、左側の 1 番の後期高齢者数が前年度比で 227 人増加になってるけども、パーセントは減少と記載になっている。これちょっとおかしいんじゃないですか。</p>
梅津次長	<p>そこは誤りです。申し訳ございません。</p>
清水委員	<p>間違い？つまり 2.6%増えてるってことね。 あんまり資料に間違いが多いとなんか不信感持ちちゃう。</p>
菅野会長	<p>清水さんありがとうございました、細かいところ見ていただいて。承認ということで次に進ませていただきます。諮問事項 3、事務局から説明をお願いします。</p>
吉澤主査	<p>はい、諮問事項 3、介護保険事業の見直しについてご説明させていただきます。資料 3 の 1 ページ目をご覧ください。事業を 4 つ載せておりますが、最初に 1、和光市介護保険居宅介護等住宅改修等助成事業についてご説明させていただきます。</p> <p>この事業の今回の見直しの内容といたしましては、(1) 住宅改修については、介護保険制度で定められた住宅改修と同様の工事種目とする。(2) 福祉用具購入については、対象種目から「その他市長が必要と認める福祉用具」を削除する。(3) 助成上限額については、上限額を 40 万円から 20 万円に減額することを検討しております。詳細につきましては、3 ページ目の和光市介護保険居宅介護等住宅改修等助成事業要綱の一部改正についてをご覧ください。</p> <p>1、事業概要についてです。この事業につきましては居宅介護において介護等を受ける要支援・要介護者が住宅改修及び福祉用具購入の費用について、その一部を助成することにより生活環境の向上に資することを目的とした市の単独事業でございます。現在、国の介護保険制度における、住宅改修支給限度額 20 万円を優先として支給するもの、また特定福祉用具購入として支給上限額 10 万円を支給するものもございますが、和光市ではさらに工事対象種目を拡大し、福祉用具購入も含め、市助成限度額 40 万円を上乗せして助成をしております。</p>

吉澤主査	<p>2、改正箇所についてです。(1)住宅改修についてですが、現在市では国の住宅改修の工事種目よりも多いことから、国の工事種目と同様としたいと考えております。同様とすることで工事対象が明確となり、事業者及び利用者にとって、より利用しやすいものになると考えております。</p> <p>国の介護保険制度の住宅改修の対象外で、市で単独で助成したものの例として、過去5年以内に2件ですね、階段昇降機を設置した実績がございます。階段昇降機というものは、階段を昇り降りするためのリフトのようなものですが、こちらは大変高額で大体70万円から100万円程度で、利用者の費用負担が大きいことから、生活機能を1階に集約をしたり、スロープや段差解消ステップによる比較的費用を抑えた費用の改修を行っている方が多く見受けられることから、今後も利用は少ないのではないかと考えております。</p> <p>(2)福祉用具についてですが、対象種目については介護保険法で定められた福祉用具、貸与種目のみとし、「その他市長が必要と認める福祉用具」の文言を削除することで、より対象を明確にしたいというふうに考えております。実際に購入が多い福祉用具につきましては、工事を伴わない手すりの購入が多いです。</p> <p>(3)助成上限額についてですが、過去の給付実績等から40万円から20万円に減額したいと考えております。参考といたしまして「3、給付実績」には直近5年間の給付実績を掲載しております。各年、給付平均額が20万円を上回っていないことから、限られた予算の中でより多くの方に利用していただくためにも減額したいと考えております。</p> <p>4、改正日は令和8年4月1日を予定しております。1和光市介護保険居宅介護等住宅改修等助成事業の説明については以上となります。</p>
沖統括主査	<p>続きまして1ページにお戻りください。市町村特別給付事業となります。「配食費助成事業」、「おむつ等購入費助成事業」、「地域送迎等サービス費助成事業」の三つについてご説明します。</p> <p>本事業は高齢者の方が住み慣れた地域で自立した生活を継続できるよう、支援することを目的とし、市が独自に市町村特別給付事業として実施しているものです。内容は配食助成、紙おむつ等購入費助成、地域送迎サービス助成の3事業です。現在この3事業について制度の見直しを進めており、令和8年度からの運用開始を予定しております。4ページをご覧くださいながらお聞きください。</p> <p>1、資料上段、配食助成事業の見直しについて説明いたします。配食助成事業については助成費用について見直しを行いました。これまでは昼および夜のそ</p>

沖統括主査

れぞれ1食について要する費用の上限を1000円までと設定し、そのうちの6割を市が負担、4割を利用者の自己負担とさせていただいておりました。令和8年度からは費用の上限を廃止し、市からの補助を1食につき200円とし、引き続きご利用者に配食サービスを継続してまいります。

2、続いて資料の下段をご覧ください。紙おむつ等購入費助成事業の見直しについてご説明いたします。紙おむつ等購入費助成事業については前回運営協議会でも見直しを行いました。今回は対象者を一部拡大するとともに助成費用の取り扱いを見直しました。対象者の要件は、現在主治医意見書において「高齢者の日常生活自立度」がB1以上、または「認知症高齢者の日常生活自立度」がⅢa以上であることに加え、尿失禁にチェックがあること、またはおむつ使用証明書の提出を必須としております。

一方、医療費控除に使用できるおむつ使用証明書については、国の通知により失禁への対応として、カテーテルを使用している場合も医療費控除の対象とできることが示されております。このため尿失禁の要件に代えて、主治医意見書でカテーテル使用にチェックがある場合も対象者とすることといたします。

助成費用については、これまで負担割合に応じた自己負担としておりましたが、令和8年度からは、費用額の3割を一律で利用者の方にご負担いただきます。

最後に地域送迎等サービス費助成事業の見直しについて、5ページをご覧ください。

地域送迎等サービス費助成事業については対象者の範囲、利用単価、および助成費用の見直しを行いました。対象者は、これまで要介護1以上で「車椅子専用車両、または寝台専用車両を利用しなければならない方」、または主治医意見書において「認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱa以上」に該当する方としておりました。今後は、主治医意見書において、「高齢者の日常生活自立度がB1以上」、または「認知症高齢者の日常生活自立度がⅢa以上」であることを必須条件とし、介護認定の区分は問わず要支援以上であればご利用いただけます。

送迎にかかる費用については、これまで「1時間まで6000円」と設定しておりましたが、今後も送迎事業者が継続して受け入れを行っていただけるよう、一般的な介護タクシーの費用水準も参考にしつつ、送迎事業者の意見を踏まえ利用単価を見直します。合わせて今回の見直しにより、階段昇降にかかる介助料を新たに設定いたします。

助成額の上限についてはこれまで1ヶ月あたり4万500円としておりましたが、見直し後は送迎および待機にかかる助成上限を1ヶ月あたり4万600円、介助料にかかる助成上限を1ヶ月あたり7000円といたします。

沖統括主査	<p>また助成費用の自己負担においては、これまで負担割合に応じて決定をしておりましたが、今後は自己負担割合を一律3割といたします。</p> <p>市町村特別給付事業いずれにおいても、上限を超えた部分の費用につきましては全額自己負担をいただくこととなります。市町村特別給付事業3つの見直しの説明については以上となります。</p> <p>諮問事項 3、介護保険事業の見直しについての説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
菅野会長	<p>はい。かなり変更があります。山口さん、どうぞ。</p>
山口委員	<p>はい、ありがとうございます。ちょっと、多分わかりにくいかなと思ってわかりやすく金額書いてきました。住宅改修、今まで60万円の工事までは1割負担で6万円の個人負担だったんですけども、これあの改正後になりますと、50万円の工事をやる方は、改正前は今5万円の負担でよかったのが14万になります。そして100万円の工事をやる方は、現行46万だったのが64万ということになります。はい。それで、今後2割3割負担の幅も広がり、これは全国的になるかもしれないので、これより費用負担は増える可能性は高くなります。</p> <p>そして配食弁当のほうですね。今までお弁当、A社のほうが850円のお弁当を今まで340円で買っていたのが650円になります。で、B社のほうもいろいろ設定が違いますが、590円で設定していたら236円だったのが390円になります。また腎臓病とか柔らかか食とか特別なものっていうのは、324円だったのが610円になります。そして、1日2食、あの毎日とってる方っていうのが今まで2万円ぐらいだったのが倍の4万円になります。お食事が倍になるということになります。こうなってくると例えば腎臓病の方本当はお食事を、きちんと食べなきゃいけないんですけども、お金がないからっていうと、カップラーメンになったりとかコンビニ弁当になったりっていうと、また病気のほうが悪化して、重症化になるんじゃないのかなっていうのを予想されます。</p> <p>そして移送サービスのほうなんですけども、今まで6000円かかって、本人負担を600円という形でした。これが本人負担1500円になるってことになりますね。30分かかる埼玉病院ぐらいまではいいんですけども、東大病院行くとか言うとなんか負担2700円になります。往復だと5400円。</p> <p>そして、この介助費っていうのが足されまして、今まではですね、階段、団地の5階の方なんていうのは、移送会社さんから2名、来ていただいて車椅子ごと降ろすってことをしていました。で、そうすると移送代とあと、ヘルパーの業務、訪問介護をやっているところは身体1っていうので介護保険のほうで</p>

使いまして、そうすると往復で、今まで本人負担 1826 円で済んでました。で、これが介護、介助費っていうので変わってくると、限度額が 7000 円ということなので 5 階の方は 10 フロア分払わなきゃいけない。だから 7 フロア分までしか補助はできなくて、あとは自費、自費負担になるので、そうすると 1 回、通院に行くと本人負担 8100 円になります。今まで 1800 円だったのが 8100 円になります。で、これ月 1 回ならいいんですけども、2 回になると本人負担 2 万 1200 円になります。こういうような計算になってどうしてこういうような介助料をつけたのかなっていうのちょっとわからなかったです。

そして、おむつのほうなんですけども、先ほど、あの説明があった通り、カテテルの方、取り入れていただいて良かったと思います。前の運営協議会のときに何かやってみて、何か支障があれば変更していくってことで変更していただいてありがとうございます。ただしですね、主治医の意見書、菅野先生がいらっしゃるとあれなんですけども、説明しに行ったとしても、チェックが抜けてしまっただということがありまして、主治医意見書っていうのがこういうものなんですけれども、ここに、小さくチェックがつく、尿失禁だとかにチェックがつきます。そして人間ですからね、つけるの忘れちゃったっていうところもありまして、でそれだともうダメなんです。おむつの証明書をとらなきゃいけない。そうするとおむつの証明書を 550 円かかります。主治医の先生忘れちゃったけどこれがないからおむつの支給出せません。じゃあ、おむつの証明書もらいます。本人負担で 550 円を貰わなきゃいけない。で、その証明書ももらうために混んでる病院ですと、2 時間ぐらい待たされたっていうこともあります。

もうそんな負担がかかってきてるっていうところで、主治医の先生が診察のところで見ている状況で、なかなか生活の状況をご本人さんから、「私失禁してるんです」なんていうことを言うこともなかなかないものですので、そのチェックがなかったりだとか、そこだけ一生懸命頑張ってる他は車椅子だったのになんて言っても、診察の中では見てくれてなかったりとかで、だいぶ主治医の意見書と調査票で、誤差があるのはずっと昔からあるんです。そうすると、主治医のチェックだけでいいのかなっていうところがありまして、調査票で実際に調査員が自宅に見に行っているんで調査票を見ていただければいいんですけども、同じような書類で出てくるので。でもそれを市の方に言ったら、それを見る時間はないとおっしゃられているので、それだったら、調査票だけを見るっていうこともできるんじゃないのかなって。いろいろやるに関して、あの決める前に相談していただけるといいなと思います。

それとですね、移送サービスのほうで、市長が認めるものっていうのが入っ

ていました。そうなってくると、じゃあおむつのほうも市長の認めるものを入れていただければ、こうやってね、主治医の先生がチェック忘れちゃったっていうようなときに、そこ考えていただければと思ったところです。

そして歩けなくなった方、認知症になった方が、対応できるようになってまして、するようにシフトしてきているんですが、で他市と同様にするにはどうしたらいいかっていうのを検討されたようなんですが、そうなってくると、介護予防の、軽度から支援をしていた和光市、だったんですけども、そこがなくなってくるっていうところで、今後は重症化になっていく市民さんが増えていって、医療費も介護費も増えていくんじゃないですかね。そうなると、施設に入らなきゃいけないっていう人も増えていく。介護保険料もさらにあげてって施設も作ってかなきゃいけないというふうになってきてしまうでしょうね。そして、これだけの変更があったっていうところで、私は介護保険の策定委員のほうやっていて、これだけ変更しなきゃいけないなっていうのもちょっと見させていただきました。きめ細やかな介護予防の推進、いつまでも住み慣れた地域での生活って謳っていたところを、どんどん変えてかなきゃいけないんじゃないかなっていうことで、私含めてあの他のあのケアマネ会のケアマネジャーも、いろいろ思っていることは多くあります。

でもこれを進めていくのであれば、これを話していくケアマネジャーはどういう風に、どうして費用を削減して、費用負担を増やしていくっていう説明をしなきゃいけないのがケアマネジャーなんです。どういう風にわかりやすい説明をしたらいいのかっていうのを、あの今教えていただいて、市民さんいっぱいいらっしゃるので、それで納得できるような、説明の仕方を教えていただきたいと思います。よろしくお願いします。長々とすみません。

菅野会長

はい。かなり、あの費用負担が増えるということですね。同じご不満だと思います。調査票だけで判断してくれっていう言葉にはちょっと私としても医師会の人にも怒られちゃうんですけども。

梅津次長

今回、介護保険事業の見直しというところでこの4つの事業の見直しをお願いさせていただいております。で、確かに大変厳しい、助成の変更の内容となっております。で私どものこの制度、この市町村特別給付事業というのがこれまでの和光市を支えてきた事業であるというふうにも考えております。

こういった中でこの事業を継続しなければならない。その継続するためにどうすれば、どうしなければならないかと考えたときに、やはり、一定程度と応分の負担をお願いさせていただくことがこの制度を維持するために必要と考え

梅津次長

させていただきました。例えば地域送迎等で、今まで1時間タクシーを使って600円だけの負担というのが、本当にそれが適正の応分負担なのかという観点もございます。そういった中で、今回、大変厳しい内容ではありますが、3割のご負担をお願いする。この制度を維持するためにも、ちょっと厳しい内容になっております。

先ほどあの令和8年度の当初予算のほうご説明させていただきましたが、現在、8年度予算を成立させるために介護給付費の準備基金のほうで、残高も600万円、本来1億円程度残さなければならないと言われていた基金のほうで、現在和光市も600万円しか残っていない状態での予算編成になっております。そういった中で、この市町村特別給付という事業は、これまでで貯めていただいていたその第1号被保険者の保険料を使って行う事業になりますので、そういった際に、この市町村特別給付、先ほどの説明でも、1500万円の減額をさせていただきましたが、これをそのままこれまでと同様にやっていると、基金のほうでゼロになってしまっていて、それよりも足りないというような今回の予算編成になっております。令和8年度にこの制度を残すために、大変厳しい内容ではありますが、今回、ご負担のほうは変更させていただきたいと考えております。

令和9年度以降につきましては、長寿あんしんプランのほうを来年度策定いたします。そういった中でこの令和8年度にこの市町村特別給付という事業、今回令和8年度厳しくなりましたが、令和9年度以降改めて市町村特別給付の事業を残すのか。そして負担割合はどうするのかということについても、ご議論いただければというふうに考えております。そうするとやはりこの市町村特別給付の負担割合を3割ではなくて2割にすべきという意見が出るかもしれません。そういった際に、ではこの市町村特別給付の負担割合を、減らすためには保険料これくらい上がるんですよということもお見せして、それで、皆様のご理解をいただきながら、そういった保険料が上がっても市町村特別給付の負担割合を下げるべきではないか、というような意見も今後出てくるのかなというふうに考えております。

ただ令和8年度につきましては、大変申し訳ないんですが制度を維持するために一定程度の負担を、お願いさせていただかないとこの事業自体もちょっと継続ができないというような状況になってしまっているというふうにご理解いただければと思います。

菅野会長

基金が600万円というのは、随分少ないんですけども、そこら辺のご説明を、していただかないと。急に減ったんじゃないの？

梅津次長	<p>先ほどあの令和7年度の補正予算で、200万円ぐらいは繰り越しますよというお話をさせていただきました。その結果、令和7年度の最後、年度末の状態での基金の額が1億3200万円になっています。ただ1億3200万円残っていますが、令和8年度予算、来年度のこの当初予算を組むにあたりまして、この1億3200万円のうちから1億2600万円を使わないともう予算が組めないという規模になっています。</p> <p>やはり一番大きいのは保険給付費の伸びもあるのですが、それに加えてやはりこれまで和光市は市町村特別給付に、一般会計からお金を入れてるということもあったんですが、やはりあの特別会計の原則からしますと一般会計から市町村特別給付に行く、お金を入れるということは好ましくないというふうになりますので、そういった点の見直しも含めまして、予算のほうを編成させていただいております。その結果、第1号被保険料で賄う市町村特別給付については、制度を継続するためにもちょっと応分の負担をお願いせざるを得なかったという状況でございます。</p>
菅野会長	<p>市町村独自の制度を維持するために…、説明の通りに、はいそうですかってなかなかこれいかないよね、これだけ。費用負担がどれだけの市民がこれで困っちゃうのかな。ただこの、存続するためにはしょうがないんだ。そうじゃなければ応分の保険料の値上げを必要になってくるんだ。まあ脅かされてるようですね、やっぱりね。でも今までなんとかやってきたわけだから、急に一般会計等のほうから回すのは好ましくないからって言われても、それができるのが和光市だったわけでしょう、今まで。急にできなくなった、好ましくないからやめるっていうのはどうなんですか。そんなに、和光市の会計、特別会計は逼迫してるんですか。急にダメだって言われても、これ困っちゃう人いっぱいいるよ。だからこれ我々だけのこの委員会でね、可決して、それで議会に出すんですか。我々が可決したっていうのを僕はね、委員長として責任とらなきゃいけないっていうふうに。このまま可決するんだったら。</p>
山口委員	<p>私は手あげてないって必ず議事録に入れていただきたいです。</p>
鈴木副会長	<p>あの、次回の長寿あんしんプランの中に、そういうのも含めて総合的に検討して、保険料率もどうするのかっていうことが話されると思うんですよ。だから、そこで出てくるとなると、総合的にその保険料の問題、今現時点での保険料をどうするかという問題も含まれるわけですよ。だから。そこで合わせて、</p>

その保険料と、この給付の関係をどうするのかということ考えたほうが、なんというか納得というか……。どのくらい保険料がもう先ほど、あの繰越金が無くてね、相当厳しい状況っていうのは確かにこれ言えるわけですよ。だからといって、じゃあ介護保険料をここで上げるのか。これも負担が多くなる。で非常に厳しくなって、これあの今国でもね、いろんなどころ、例えば国民健康、医療保険なんかも、子供の分も、あの負担してくれってことで、その分もね、今までない、あの税の種類がプラスアルファで、増えるような状況になってきてるんですね。それでそういう意味では、医療保険も介護保険も、制度がね、費用がかかって、そのため財政がね、国がもっと負担を増やしてくれればいい話なんですけど、その国の負担が増えなければ、あの加入者の負担が増えていく、と。そういう関係になってくるんで、給付の内容と負担の関連をどういう風にこう納得していくかっていうのは非常に難しいと思うんですね。今山口委員おっしゃったように、ちょっとその辺の状況がなくて何でこんなに減らされちゃうんだろうということになるので、その辺はちょっとね、なかなか、今、会長さんもここでお決めになるのは非常に酷な状況なんですよ。だからその辺例えば、次回のこの長寿あんしんプランの中でそういう議論しながら総合的に考えていくということにはならないんでしょうか。

梅津次長

はい、おっしゃる通り、令和9年度以降につきましては、来年度策定する長寿あんしんプラン検討の中でそういったサービス内容と負担の割合についての議論も行うことができるというふうに考えております。ただこの令和8年度につきましては、予算的な部分も大変厳しいところがあるという中で、今回、特に負担割合の見直しの部分もあるんですが、あとはその制度的な、組み換えのほうも少し行わせていただいているというところで、そうしますと、もしこういったご提案が可能かどうかわからないんですけども、今回、ここで採決をしていただくことになると思うのですけれども、その採決にあたって、負担割合について、今、事務局の案ですと3割というふうになっていますが、その部分について、あの改めて検討を求めるような、附帯意見的なご意見を付していただいて、ご承認いただければというふうに考えております。

清水委員

それはいつまでですか。今日、今日ですか。

梅津次長

会議自体は今日で終わりになってしまいますので。

清水委員

いやいや、それはあなたたちが決めたことだから。それ今、議論してる話を

梅津次長	<p>今日ここで結論して諮問委員会で。これ資料見ると検討して4つの事業を見直しを検討していますって書いてある。で、これは私はこの途上をね、下げ過ぎ。これあくまでも長寿あんしん課からの案でしょこれ。</p>
清水委員	<p>その通りです。</p>
梅津次長	<p>そうですね。でここでOKってなれば議会に諮るってことですか。</p>
清水委員	<p>はい、そうです。</p>
梅津次長	<p>それにしても。じゃこれ半分以下ってやらなかったら議会にも出せないってことですよ。私は反対だね。これ全部値上げですよ、これ。全部値上げ。で値上げする理由がよくわからない。それでさっき助成上限を40万円から3ページね、20万円に減額するという欄で、より多くの人に利用してほしいという観点から20万円という額に減らしたんだということを言われたような気がしますが、そりゃそうですよ、40万円上限あったやつを20万円しか与えなかったら20万円分の予算を持ってれば、使えばね、倍の人が使えるっていうことになりますよ。でたかだか5年ぐらいでね、これ多分5年ぐらいのやつを見てこう判断してると思うんだけど、こういう話って数年前から出てるんですかこれ。</p>
清水委員	<p>今回の事業の見直しについては、検討ではありました。</p>
梅津次長	<p>それでこれなんか段取りのいいこと。1、2、3の諮問をずっと聞いてくると、4番目で今日差し替えた紙ありますよね。これ値上げの話なんですよ、簡単に言うと。本当に段取りがいいなと思って、1、2、3で減らしますよ、って、実質の値上げですよ。そして最後にきたこう差し替えたやつはこれ保険料も上げますよという話でしょこれ、結局は。なんかあまりにも段取りが良すぎるような気がしてならないんだけど。私のひがみかな。</p>
清水委員	<p>あとはあの令和22年になったら団塊ジュニアが65歳を超えたって、そんなの100まで生きてるわけないんだから、あと20年ぐらい頑張ればもう我々当然いなくなるし、団塊ジュニアもいなくなっちゃいますよ。ということは介護保険料もそんなにいらなくてことですよ。</p>
梅津次長	<p>なので、なんか見ると、なんか自分たちが該当してるような年格好だから、なんか心寒くなっちゃうような気がしますけどね。だから本当に今日の諮問委員会で、採決をとって議会に諮るっていうのであれば、という段取りだとする</p>

菅野会長	<p>とちょっと時間が少なすぎるのか、諮問を受ける方々が少なすぎるのかわかりませんが、3分の2参加してるからいいんだっていう考えはちょっと該当しないと思います。私は賛成しませんけどね。</p> <p>はい。ご意見出ました。私もこのままで、とても、あの1億何万円あったのか、今回はなくなったっていうところも、600万円になったっていうところも経緯もどうもピンとこないところもありますしね。まあこの時点でこれだけのお金が、介護保険の方からサービスの低下につながることを私たち、この委員会で、はいそうですか、わかりましたっていうのは、採決するのはあまりにも酷ですよ、ちょっと。議会出したらどうですか、このまま。私どもは、ここで、例えば否決するのか、可決になるのかどうなるかわかりませんが、まあ、採決して仮に否決されたら、それはそれでそのまま議会出せますか。</p>
菅野会長	<p>私たち、ごく一般の市民とあと業者、それから医療の方から私が出てるんだろうけども、どうみても市の財政が苦しいんですと言われても、この介護保険にかかる財政だけ見てね、他の予算がどうなってるのかわからない時点で介護保険のサービス、受ける方にこれだけのご負担かけるようなこと、さっき山口さんから数字を出して言われたけど、それだけ困る人が出てくるのを、はいそうですかってわけにいかないよね。</p>
清水委員	<p>介護保険料ってだんだん増えてるでしょう。だから年金が上がっているけれども、引かれるものは引かれるから、トータル的には増えてないですよ。そう言ってる人は多い。私も見ても現実そう。あ、増えてんだ、額面は増えてんだ。でも引かれるものもいっぱい介護保険も当然増えてますけど。まあ私は介護保険使ってないから、どんどんその、使わなきゃいけない人はどんどん、どんどん使ってもらいたいと思ってますけどね。それが足りないからって急に言われても、とてもとても。言ってることはわかります。言ってることはわかるんだけど、これまで賛成がどうか挙手を問うっていうのは、ちょっと反対かな。</p>
菅野会長	<p>こんなの通して諮問委員会の委員、誰だ、委員長誰だということになりますよ、絶対。</p>
鈴木副会長	<p>この部分、予算的にいくらになるんでしょうか。現時点でこのままやると、この予算がどのくらいで、減らせばどのくらい減る。その辺の予算感をちょっと、どの程度の歳出の抑制効果が出るのか、その辺は今どうなんですか。</p>

梅津次長	先ほど当初予算説明の中でも、今回その地域支援事業について、まあ 1500 万円の減額になっておりますので、まあ対前年度比で、この制度の見直しによって 1500 万円の減額になる、と考えております。
菅野会長	1500 万円、どっかから持ってこれないんですか。
梅津次長	持ってくるのが、基金になるんですが、基金の残高が 600 万円というふうになりますので、今の制度のままで続けることはまずできない状況になりますので。先ほど申し上げましたように、その 600 万円でカバーできる負担割合の減額が、あの今 3 割って言うていますけれども、まあそれを 2 割にすることができるのかというところの考えはありますので、一定程度その見直しは認めるけれども、その負担割合をできる限り抑えられるように、対応を求めるといような形で、お考えいただければというふうに考えております
山口委員	すみません、あの中身について、まあおむつは 3 割でもいいかなとも思ったりとかするので、何か事前に何か、これを出す前に、現場の者と、話し合いとか本当にしていただけたら良かったのになって思います。
梅津次長	見直しを行うことはもしかすると皆様ご理解いただけてると思うんですが、ただ、その負担割合について今ちょっと厳しすぎるんじゃないかってご意見もございまして、その負担割合についての再考というか、改めてできる限りの、負担の割合の軽減を計るように求めていただいた上で、もし可能であればお認めいただければというふうに考えております。
菅野会長	じゃ内容少し再検討していただくのを前提とした上で。ちゃんと文言に乗っけてくださいね。でも総額は変わらないけどね。負担の割合をどうするかということね。それでも、実際に現場でやってらっしゃる方の意見を聞きながら、どこの負担は、まあ負担増えんのはしょうがないけど、こんなに削られちゃ困ると、いうようなところがあると思うので、それを決めていただいた上で、そのうえで承認するってのはどうですかね。森田委員ももう時間来てるから。採決しなきゃいけないけど。そういったような文言を入れていただいた上でよろしいでしょうかね。それでもここで否決されちゃったら、まあ否決っていうことになると思いますけど。それはしょうがないんですか。
清水委員	いや、そういう風に考えるって言われたって、じゃどこで確認するんですか、

菅野会長	<p>我々は。今出ないですよ、回答は。</p> <p>となるとまた再度集まるということになりますけど。皆様お忙しいんですよ、本当に。</p>
梅津次長	<p>例えば書面会議という形で、こういったふうに見直しましたというものを皆様のほうにお示しして、ご承認いただければというふうに思いますが。</p>
菅野会長	<p>そうしていただけるのであれば、その書面を見た上でまた検討するということになりますよ。承認するか否認するかという、二つに一つの判断じゃないかもしれない。まあそれでよろしかったらそれでもいいですよ。これじゃ認められないという意見もたくさん出てくる可能性もあるけど。そうしますか。後からどういう風に変えるかっていう変更案を出してもらおう。</p>
森田委員	<p>ちょっと聞いていると、今年はとにかく立ち行かない、もう600万しかないから。それで来年度以降は仕組みを変えていくっていう話をしてるような気がして。それだと今年変えたもののうえに来年仕組みが変わったらまた変わったりとかするの？みたいな。ちょっと先々のこう見通しが持てないまま、今年だけはこんなにカットしていいですよっていう風にするのではなくて、市はどういう風に見通しを持っているか。まあ、とにかく来年は急々なんだけど。とにかく来年苦勞するからしなきゃいけないからこれだけ下げますっていうのを、再来年、この特別給付はもうやめましようみたいな。一般会計から持ってこれるよ、みたいな枠組みに変えるとまたちょっと話が変わるとか、そういうような話、そこらへんが全然みんな見えない。なんかどう考えてるのかな。</p> <p>令和8年度の一時凌ぎみたいなふうに分かっているっていう感じで、そんなことには責任を持って「はい」って言えないっていう感じがちょっとあります。だからもうちょっと、資料をちゃんと、先の見通しまでこうなるというような、まあ確かに予算がないからここで削っていかないと、ここが成り立たないしその先もこういう状況に多分なるだろうみたいな。多少なんかやっぱり責任持って未来の見通しを。</p>
梅津次長	<p>基本的には、今、お示した形で今後も継続したいという思いもあるんですが、来年度につきましては、第10期の計画の策定年度になりますので、もしかするとその中で、この制度について、市町村特別給付について、8年度は変えたけれども、本来は8年度の変えた内容で今後も9年度以降やりたいという思</p>

菅野会長	<p>いは事務局としてはあるんですが、その計画策定年度である来年度において、9年度以降についてももう少しこの負担変えるべきではないかというご意見が出た場合につきましては、見直すこともできます。ただ今の事務局案としてはこの8年度以降について、今回お示しさせていただいた形で、9年度以降もやりたいという思いはあるんですが、そこについてはあの絶対ではない。来年度が9年度以降の計画策定年度になるので、その中でやはり8年度で事務局案で見直したけれども、もう一度やっぱり再検討すべきではないかという意見が出れば見直すこともできます、という説明になります。</p>
菅野会長	<p>まあでも見通しができるなら、今回このようになる前に、昨年度も一昨年度でもね、このままいけば平成8年度の予算は無くなってこうなっちゃうよ、というのは分かってたはずだよ。もう分かってたと思うんだけども、ある程度こうならないような予防策とかできなかつたのかなと。一気にこの切羽詰まってこれだけ値上げします。基金がもう600万円しかありませんって言われて、はいそうですか。何のための諮問委員会なんだかなあと思っちゃいますけどね。あくまで諮問は諮問なので、もうこれで納得できないなら納得できないでお返しするしかないと思いますね。しょうがないよね、それね。</p>
菅野会長	<p>じゃこの、どうしますか。いいですか、諮問もう採決して。それとも……。</p>
梅津次長	<p>それでは、ちょっと今日この場ですぐに見直し案という提示ができませんので、今回……この件に関する採決のほうがちよっと書面会議での採決のほうで、改めて見直しさせていただいて。</p>
菅野会長	<p>そのほうがいいね。</p>
梅津次長	<p>書面会議のほうで皆様に、あのもし賛成か反対かのご意見をいただければと思いますので。</p>
菅野会長	<p>その際もまた同じようなことになるかもしれないよ。ちゃんとしたご意見を提示していただいたけれども、これでは、っていうふうになるかもしれない。</p>
梅津次長	<p>はい、わかりました。あらためて見直し案のほうを提示させていただきたいと思いますので、よろしく願います。</p>

菅野会長	<p>そしてあらためて見直して皆さんの採決をとる前に、皆さんの納得いくようなご説明をもうちょっと丁寧に、個別にお願いしますよ。</p>
梅津次長	<p>文書でのやり取りになってしまうかもしれませんが、ご対応の方よろしく願いいたします。</p>
菅野会長	<p>一人ひとり、市が直接行って説明したほうがいいんじゃないの。</p>
梅津次長	<p>わかりました。</p>
菅野会長	<p>ではこれは今回はちょっとペンディングということで、よろしいですね。</p>
菅野会長	<p>それではですね、諮問事項4 和光市介護保険条例の改正について。資料の4ですね。</p>
島津統括主査	<p>では諮問事項 4、和光市介護保険条例の改正について説明いたします。お手元にご用意いただく資料は資料4ですが、申し訳ございません、事前にお送りしたものに修正がありまして、本日差し替えを机の上にお配りさせていただきました。右上に資料4（差し替え）と記載されたものをご覧ください。皆様お手元にありますでしょうか。</p> <p>では説明いたします。令和7年度に行われた税制改正で給与所得控除の最低保障額が55万円から65万円に引き上げられました。このことにより、同じ収入であったとしても令和7年度よりも令和8年度の所得のほうが低くなる方が出てきます。具体的には給与等の収入額が55万1000円から190万円未満の方が対象となります。このことにより、介護保険料の収入額が保険者の責めに帰さない理由で見込みより減少する可能性が出てきます。介護保険制度の安定運営を目的として、令和7年度税制改正による介護保険料への影響を遮断するため、介護保険法施行例の規定について所要の改正が行われました。</p> <p>この改正では、令和8年度の保険料算定では特例措置が講じられ、令和8年度の保険料算定に限り、改正前の給与所得控除が適用されたものとして所得を計算し、保険料段階を判定することとなっております。具体的な手順としては、給与等の収入額が55万1000円から190万円未満の第1号被保険者、および世帯内の方については、合計所得金額に給与所得控除額の引き上げ額を加算した額を用いることで、改正前の給与所得控除を適用させることとなっております。特例措置の目的は第9期介護保険事業計画期間中の保険料収入の減少を防ぐた</p>

	<p>めとなっております。</p> <p>2 ページ目、裏面をご覧ください。令和 9 年度からの第 10 期計画期間からは特例措置は適用されず、改正後の所得基準で介護保険料が算定されます。このたびの和光市介護保険条例の改正は、この特例措置を追記したものとなっております。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
菅野会長	はい。諮問事項の 4 ですね。いかがでしょうか。
清水委員	税制改正といっても和光市の税制改正でしょ？
梅津次長	国の税制改正に伴うものです。
菅野会長	特例措置というのを、国からの指示でやってきて、特例措置を和光市で、ということなんですね。
梅津次長	はい、今回のこの条例改正につきましては、国のほうの介護保険法施行令、こちらのほうがすでに改正されておりました、今回市としましては、それに倣って改正するという形です。
菅野会長	はい、そうですか、といったところで、しょうがないですね。
鈴木副会長	これ、減額って、どのくらい、算定見込みで算定するとどのくらい減額になりますか。介護保険の場合は、第 2 号被保険者も現役ですよ。そういう人たちの給与控除が増えるから…。
梅津次長	対象は、第 1 号だけになります。
鈴木副会長	第 1 号だけだと、給与所得者はいくらもいないですね。中にはいますけど。だからそういう意味ではそんなに影響は大きくないですね。
梅津次長	件数はそれほど大きくないです。
菅野会長	はい、よろしいですか。ということで一応これは認めざるを得ないのではないかとということで一応お諮りします。この採決、承認ということでよろしいでしょうか。挙手をお願いします。

菅野会長	<p><委員挙手></p> <p>では、一応承認ということで承りました。 ここまでですかね。あとは事務局から何かございますか。</p>
川口主幹	<p>はい、事務局より、その他ということで、ちょっとご報告・ご連絡したいことがございます。今回、運営協議会の話の流れの中では、あらためて修正したものを各委員個々に説明というようなお話もございましたので、今後ちょっとそういったことを挟むこととなりますが、一応、皆様の委員の任期は令和8年5月31日までとなっております。そのため6月から、新たな委員の方での会議ということになりますので、今の委員の方々におかれましては3年間、長きにわたりまして介護における様々なご審議、ご協力いただきまして誠にありがとうございました。</p> <p>それでご推薦の委員の方も公募の委員の方もいらっしゃいますが、その6月以降につきましては、その委員のまた選任を行うということになりますけれども、令和8年度は、長寿あんしんプランの策定の年度となっておりますので、この協議会において策定の検討を行うことを考えております。各団体におかれましては、またご推薦を依頼するかもしれませんし、またその場合はご協力のほどよろしく願いいたします。また公募の方につきましても、これから公募を行いますのでご検討いただければと思います。まずはこの後、修正及び個々の説明等ちょっと考えておりますので、またその分ご協力いただければと思います。以上です。</p>
菅野会長	<p>はい。それでは今日はお疲れ様でした。</p> <p style="text-align: right;">議事録署名人 森田 圭子</p> <hr style="width: 30%; margin-left: auto; margin-right: 0;"/> <p style="text-align: right;">議事録署名人 熊谷 和恵</p> <hr style="width: 30%; margin-left: auto; margin-right: 0;"/>